

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 告示 | 1 |
| 政治団体の解散の届出(一七)..... | 6 |
| 政治団体の収支に関する報告書(一八)..... | 9 |
| 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一九)..... | 10 |
| 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(二〇)..... | 10 |
| 政治団体の収支に関する報告書の修正について(二一)..... | 11 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| ○青少年に有害な図書類の指定(二二六・県民文化政策課)..... | 1 |
| ○青少年に有害な興行の指定(二二七・県民文化政策課)..... | 1 |
| ○家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二八・農畜産振興課)..... | 1 |
| ○家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二九・農畜産振興課)..... | 2 |
| ○ふ化業者の登録(一三〇・北部家畜保健衛生所)..... | 3 |
| ○基本測量終了の通知(一三一・建設管理課)..... | 3 |
| ○都市計画の変更による送付図書の縦覧(一三二・都市計画課)..... | 3 |
| ○道路区域の変更及び供用開始(一三三・道路課)..... | 3 |
| ○道路の供用開始(一三四・道路課)..... | 3 |
| ○道路区域の変更(一三五・道路課)..... | 3 |
| 公告 | |
| ○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)..... | 4 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)..... | 4 |
| ○県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)..... | 4 |
| ○県営土地改良事業計画の変更(秋田地域振興局農林部)..... | 4 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出(由利地域振興局農林部)..... | 4 |
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(教育庁総務課)..... | 4 |
| 教育委員会告示 | |
| ○秋田県指定有形文化財(絵画)の指定(五・文化財保護室)..... | 4 |
| ○秋田県指定無形民俗文化財(民俗技術)の指定(六・文化財保護室)..... | 4 |
| ○政治団体の設立の届出(一五)..... | 5 |
| ○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一六)..... | 5 |

告示

○政治団体の解散の届出(一七).....6
 ○政治団体の収支に関する報告書(一八).....9
 ○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一九).....10
 ○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(二〇).....10
 ○政治団体の収支に関する報告書の修正について(二一).....11

秋田県告示第百二十六号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十年三月二十一日から施行する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

| 指定番号 | 図 書 名 | 発 行 所 | 指定理由 |
|-------|-----------------------|--------------|---|
| 一〇五〇六 | 恋愛天国パラダイス 4月号 | 竹 書 房 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五〇七 | スペシャルアヤ 4月号 | 宙 出 版 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五〇八 | ayaアヤ 4月号 | 宙 出 版 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五〇九 | ゴールド 4月号 | リブレ出版 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一〇 | 恋愛楽園ピュア VOL11 | 徳 間 書 店 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一一 | 微熱SUPERデラック ス4月号 | セブン新社 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一一 | レディースコミック・タブー 4月号 | 三和出版株式会社 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一二 | コミックアムール 4月号 | サン出版 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一三 | 遊名人 3月号 | アンチメディア | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五一四 | ソープランドへブン 東海版 2008年度版 | 月刊アキタでナイト編集部 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |

秋田県告示第百二十七号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年三月二十一日から施行する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

映画

年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年三月二十一日から施行する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

| 指定番号 | 題 名 | 配給元 | 指定理由 |
|------|---------------|-----------|---|
| 六六〇五 | 未亡人民宿 美熟乳しっぽり | オーピー映画 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六〇六 | 中川准教授の淫びな日々 | 新日本映像 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六〇七 | 色情淫婦 こまされた女たち | 新東宝映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六〇八 | 不純な制服 悶えた太もも | オーピー映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六〇九 | 世界で一番美しい夜 | ファントムフィルム | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六一〇 | 新監禁逃亡 死の殻 | 新東宝映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六一一 | 一輪の薔薇 | オーピー映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六一二 | セクハラ洗礼 乱れ喰 | オーピー映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六六一三 | マダム便所 恥ずかし瞬間 | オーピー映画 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |

秋田県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 実施の目的
 ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病の発生を予防するため
- 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

| 区分 | 区 | 域 |
|-------------|--|--|
| ブルセラ病の検査 | 県内全域 | 実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生の予防のために必要と認めたと認めた牛 |
| 結核病の検査 | (一) 秋田市 能代市 横手市 北秋田市 男鹿市 湯沢市 にかほ市 湯沢市 上小阿仁村 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村 羽後町 東成瀬村 | 実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している乳用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。) |
| ヨ―ネ病の検査 | (二) 県内全域 | 実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生の予防のために必要と認めたと認めた牛 |
| 伝達性海綿状脳症の検査 | (三) 大館市 北秋田市 由利本荘市(旧本荘市、旧岩城町、旧東由利町、旧由利町の区域に限る。) 大仙市(旧神岡町、旧仙北町、旧南外村の区域に限る。) 上小阿仁村 | 実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。) |
| 伝達性海綿状脳症の検査 | (四) 県内全域 | 実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生の予防のために必要と認めたと認めた牛 |
| 伝達性海綿状脳症の検査 | 県内全域 | 実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満の) |

| 馬伝染性貧血の検査 | 県内全域 | ものを除く。 |
|--|---|--|
| 豚コレラ、オーエスキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢の検査 | 県内全域 | 平成二十年四月一日前五年間において当該疾病の検査を受けていない馬(生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。) 及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生の予防のために必要と認めたと認めた馬 |
| 家きんサルモネラ感染症の検査 | 県内全域 | 実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生の予防のために必要と認めたと認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥 |
| 腐蝕病の検査 | 能代市 男鹿市 湯沢市 大仙市 仙北市 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 井川町 大潟村 八郎潟町 | 実施する区域で飼育されているみづばちの群 |

| 美郷町 | 区分 | 区 | 域 |
|---|------|---|-----------------|
| ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 県内全域 | これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が衛生を予察するため必要と認め | 家畜又はその死体の種類及び範囲 |

秋田県告示第百二十九号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同條第二項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県知事 寺田 典城

一 実施の目的
 ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため
 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

三 実施期日及び場所
 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
 四 検査の方法
 (一) ブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九條第二項に定める方法による。
 (二) 豚コレラ、オーエスキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。
 (三) 家きんサルモネラ感染症及び腐蝕病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

三 実施期日及び場所
 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
 四 検査の方法
 臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第百三十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十年三月二十一日

一 登録ふ化業者

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|------|------------------------------|-------------|
| 登録番号 | 名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名 | ふ化場の名称及び所在地 |
|------|------------------------------|-------------|

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|-----|---------------------------------|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 百七号 | 横手市赤坂字大道向五一番一地从先から字大沼下八九番地先まで | 一・〇〇〇〜一七・〇〇〇 | 〇・二一八 |
| | | | 百七号 | 鹿角郡小坂町荒谷字寺ノ下四六番地先から字万谷七五番一地从先まで | 一・〇〇〇〜一七・〇〇〇 | 〇・二一八 |

二 供用開始の期日 平成二十年三月二十一日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年三月二十一日から同年四月三日まで

秋田県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十年三月二十一日

一 道路の区域

| | | |
|--------|--|-----------------------------------|
| 平十九第二号 | 有限会社 安保農場 山本郡三種町志戸橋字割道四四五 取締役 安保鶴美 | 有限会社 安保農場 比内地鶏孵化場 能代市向田表六一二 |
|--------|--|-----------------------------------|

二 登録年月日 平成二十年三月二十二日
 三 登録の有効期限 平成二十三年三月二十一日

秋田県告示第百三十一号

平成十九年秋田県告示第二百七十三号の基本測量について、平成十九年八月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県告示第百三十二号

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

| | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| 一般国道 | 二百八十二号 | 鹿角郡小坂町荒谷字寺ノ下四六番地先から字万谷七五番一地从先まで |

二 供用開始の期日 平成二十年三月二十一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、潟上市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道（潟上市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
 二 縦覧場所
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県知事 寺田典城

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年三月二十一日から同年四月三日まで

秋田県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県知事 寺田典城

| 道路の種類 | | 旧新別 | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|---|-----|-------|----------------|-------------|------------|
| 新 | 旧 | | | | | |
| 県道 | | | 大館鷹巣線 | 北秋田市栄字前綱六八番三地内 | 一六・七〇〇一六・九〇 | 〇・〇五〇 |
| | | | 大館鷹巣線 | 〃 | 一六・七〇〇一八・三〇 | 〇・〇五〇 |

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年三月二十一日から同年四月三日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年三月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員
 の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

退任監事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺田典城
 鴻上市飯田川飯塚字中谷地百十二番地 二田 忠雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から申請があった県
 営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同
 条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(八郎潟西部
 地区基幹水利施設ストックマネジメント事業)計画書の写し
 二 縦覧期間 平成二十年三月二十六日から平成二十年四月二十
 二日まで
 三 縦覧場所 男鹿市役所

秋田市仁井田本町一丁目三番二十号上村清助ほか十五人から申
 請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を
 変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第
 八十七條の三第六項において準用する同法第八十七條第五項の規
 定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(仁井田堰地
 区ため池等整備事業)変更計画書の写し
 二 縦覧期間 平成二十年三月二十一日から同年四月十七日まで
 三 縦覧場所 秋田市御野場地域センター、秋田市雄和市民セン
 ター及び秋田市河辺市民センター

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から次のとおり役
 員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公
 告する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺田典城
 由利本荘市久保田字久保田三十六番地 木村 耕一

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方
 公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
 (平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示
 する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県知事 寺田典城

特定役務の名称及び数量
 秋田県教育委員会システム連携・運用基盤借入
 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 教育庁総務課 秋田市山王四丁目一番一
 三 随意契約の相手方を決定した日
 平成二十年一月二十五日

四 随意契約の相手方の住所及び氏名又は名称
 秋田市山王二丁目一番五十四号 株式会社アイシーエス秋田
 支店
 五 随意契約に係る契約金額
 四千七百六十七万八千四百円
 六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 七 特例政令第七條の規定による公示を行った日
 平成十九年八月二十四日
 八 随意契約による場合にはその理由
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七
 條の二第一項第二号に該当

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第五号
 秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第
 四條第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化
 財(絵画)に指定する。
 平成二十年三月二十一日 秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

| 名称 | 員数 | 所在地 | 所有者 |
|---------------|----|-----------------------|-----|
| 寺崎廣業筆 高山清秋 | 一双 | 横手市赤坂字富ヶ沢六 十二番地四十六 | 秋田県 |
| 平福百穂筆 春山 | 一幅 | 横手市赤坂字富ヶ沢六 十二番地四十六 | 秋田県 |

秋田県教育委員会告示第六号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第二十六条第一項の規定により、次の無形民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財（民俗技術）に指定する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

太平と角館のイタヤ細工製作技術
 秋田市太平黒沢、仙北市角館町雲然

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成二十年二月一日から同月二十九日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年三月二十一日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|-------|---------|-------------------|------------|
| 小森久博後援会 | 小森久博 | 小森ふさき | 山本郡藤里町粕毛春日野九十三 | 平成二十年二月一日 |
| 和泉嘉郎後援会 | 斉藤久市 | 大森政輔 | 雄勝郡羽後町足田字土館三 | 平成二十年二月四日 |
| 岩川つ後援会 | 小塚政悦郎 | 畠山富男 | 北秋田市脇神字高村岱百七十七番地 | 平成二十年二月六日 |
| 伊藤孝平後援会 | 石田洋三 | 市川貞夫 | 山本郡藤里町藤琴字藤琴十二番地 | 平成二十年二月十三日 |
| げにもり靖久後援会 | 銭盛進 | 木村盛夫 | 鹿角郡小坂町小坂字洪沢出口九番地七 | 平成二十年二月十四日 |

秋選管告示第十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成二十年二月一日から同月二十九日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年三月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 政治団体の名称 | 異動事項 | | 届出年月日 |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|
| 自由民主党秋田県第二選挙区支部 | 主たる事務所の所在地 | 新 内 容 | 平成二十年二月二十七日 |
| 代表者 | 能代市中和一丁目十六―二 | 旧 容 | |
| 会計責任者 | 菅原廣悦 | 北秋田市松葉町三―十五 | |
| | 津谷永光 | | |
| | 佐藤健一郎 | | |

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|-----------------|------------|---------------------|-------------------|-------------|
| 庄司憲三郎後援会 | 会計責任者 | 庄司 堅一 | 佐藤 菊一 | 平成二十年二月一日 |
| 秋田県獣医師政治連盟 | 代表者 | 砂原 和文 | 小玉 久男 | 平成二十年二月五日 |
| 児玉一後援会 | 代表者 | 佐藤 祥二 | 石川 雅英 | 平成二十年二月八日 |
| 松井隆一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 横手市増田町吉野字村ノ後九十六 | 横手市増田町増田字本町二十二 | " |
| 高桑国三後援会 | 会計責任者 | 高桑 浩 | 高桑 新悦 | 平成二十年二月十二日 |
| 二田孝治後援会連合会 | 主たる事務所の所在地 | 秋田市山王六丁目七―二十六 | 秋田市山王三丁目七―五 | 平成二十年二月十四日 |
| ぜにもり靖久後援会 | 代表者 | 木村 盛夫 | 銭盛 進 | 平成二十年二月十九日 |
| | 会計責任者 | 銭盛 慎一 | 木村 盛夫 | |
| 秋田県政治経済研究会 | 会計責任者 | 斉藤 重雄 | 安藤 義美 | 平成二十年二月二十一日 |
| 佐藤亮一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 山本郡三種町浜田字大平五十八―二百十三 | 山本郡三種町浜田字後野一 | " |
| | 代表者 | 牧野 定信 | 三浦 幹忠 | |
| 全国社会保険推進連盟秋田県支部 | 会計責任者 | 石川 雄司 | 本間 正一郎 | " |
| 全日本不動産政治連盟秋田県本部 | 会計責任者 | 信太 則子 | 小松 久男 | " |
| 伊藤陽悦後援会 | 代表者 | 谷藤 金次 | 阿部 清一郎 | 平成二十年二月二十二日 |
| 渋谷正敏後援会 | 主たる事務所の所在地 | にかほ市象潟町字四丁目塩超百九十三―二 | にかほ市象潟町字家の後百五十六―一 | " |
| 小林一夫後援会 | 会計責任者 | 中村 徹 | 小林 光弘 | 平成二十年二月二十八日 |
| 平鹿建設産業政治連盟 | 会計責任者 | 武茂 広行 | 高橋 雪松 | " |

秋選管告示第十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十年二月一日から同月二十九日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十年三月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

一
その他の政治団体

| 政治団体の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 代表者氏名 | 解散年月日 | 届出年月日 | |
|--------------|-------------|---------------|------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------|-------------|--------------|------------|--------------|-------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 野呂田芳成五城目町後援会 | のろた芳成小坂町後援会 | のろた芳成上小阿仁村後援会 | のろた芳成鹿角後援会 | 野呂田芳成男鹿市連合後援会 | 野呂田芳成大潟村後援会 | 野呂田芳成井川町後援会 | 野呂田芳成飯田川町後援会 | のろた芳成阿仁町後援会 | のろた芳成合川町後援会 | 鷹巣あやめ会 | 大館野呂田芳成後援会 | 成田進後援会 | 佐藤安治を励ます会 | 山木会 | 鈴木博美後援会 | 和泉嘉郎後援会 | 岸義定後援会 | 菊地円蔵後援会 | 菊地久一 | 平成十九年十二月二十三日 | 平成二十年二月一日 |
| 佐藤邦夫 | 川口博 | 田中温 | 浅利昭 | 佐藤一誠 | 土井博之 | 斉藤正寧 | 斉藤敏夫 | 山田賢三 | 和田勇治 | 中嶋洋子 | 緑川賢一 | 坂爪一郎 | 佐藤辰太郎 | 山木雄三 | 桐原敏郎 | 渡辺源一 | 鎌田誠市 | 菊地久一 | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年二月六日 | |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 平成二十年一月二十五日 | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年一月十五日 | 平成十九年十二月三十一日 | 平成十九年十二月三十日 | 平成十六年十二月二十八日 | 平成二十年一月十五日 | 平成十九年十二月二十三日 | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年二月五日 | 平成二十年二月四日 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 平成二十年二月六日 | " | 平成二十年二月五日 | " | " | 平成二十年二月四日 | " | 平成二十年二月一日 | 平成二十年二月六日 | 平成二十年二月四日 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 菅義雄政策研究会 | 遠藤周一後援会 | 柳館一郎を励ます会 | 松井隆一後援会 | 羽後町金田勝年後援会 | 野呂田芳成若美町後援会 | のろた芳成山本町後援会 | のろた芳成森吉町後援会 | のろた芳成峰浜村後援会 | 野呂田芳成二ツ井後援会 | のろた芳成藤里町後援会 | のろた芳成比内町後援会 | 野呂田芳成八郎瀉町後援会 | のろた芳成八竜町後援会 | のろた芳成八森町後援会 | 野呂田芳成天王町後援会 | のろた芳成田代町後援会 | のろた芳成鷹巣町後援会 | のろた芳成昭和町後援会 | のろた芳成琴丘町後援会 |
| 菅義雄 | 吉田孝一 | 阿部秀夫 | 季子幸彦 | 斎藤保雄 | 加藤保廣 | 北林勇一郎 | 桜井忠雄 | 阿部栄悦 | 関信義 | 石岡鍊一郎 | 若松吉治 | 土橋多喜夫 | 佐藤亮一 | 菊地純一郎 | 石川光男 | 荒川邦隆 | 藤島直一 | 佐々木宣明 | 工藤喜久男 |
| " | 平成二十年二月十五 | 平成二十年一月十日 | 平成二十年一月十五日 | 平成二十年二月六日 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 平成二十年一月二十五日 |
| 平成二十年二月二十日 | 平成二十年二月十八日 | 平成二十年二月十二日 | " | 平成二十年二月八日 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 平成二十年二月六日 |

| | | | |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 健友会 | 佐藤健一郎 | 平成二十年二月二十一日 | 平成二十年二月二十一日 |
|-----|-------|-------------|-------------|

秋葉報告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年三月二十一日

秋田県選挙区選挙区民会 田中 豊 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 菊地円蔵後援会（平成19年分）

報告年月日 平成20年2月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 収入・支出の内訳

経営経費

備品・消耗品費

合計

政治団体の名称 鈴木博美後援会（平成19年分）

報告年月日 平成20年2月4日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

員数

寄付

個人からの寄付

その他の寄付

借入金

桐原俊郎

佐川俊英

小原俊二

佐々木尚

島山学

佐川俊男

三浦隆博

合計

(イ) 支出の内訳

経営経費

人件費

光熱水費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

機関紙誌の発行その他事業費

宣伝事業費

合計

政治団体の名称 山木会（平成19年分）

報告年月日 平成20年2月4日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 羽後町金田勝年後援会（平成20年分）

報告年月日 平成20年2月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

経営経費

備品・消耗品費

事務所費

合計

政治団体の名称 遠藤周一後援会（平成20年分）

報告年月日 平成20年2月18日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 健友会（平成20年分）

報告年月日 平成20年2月21日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------------------|-----------|
| 岸義定後援会（平成20年分） | 平成20年2月1日 |
| 和泉嘉郎後援会（平成15、16年分） | " |
| 佐藤安治を励ます会（平成20年分） | 平成20年2月5日 |
| 成田進後援会（平成19年分） | " |
| 大館野呂田芳成後援会（平成20年分） | " |
| 鷹巣あやめ会（平成20年分） | 平成20年2月6日 |
| のろた芳成合川町後援会（平成20年分） | " |

| | |
|------------------------|-----------|
| のろた芳成阿仁町後援会 (平成20年分) | 平成20年2月6日 |
| 野呂田芳成飯田川町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成井川町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成大潟村後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成男鹿市連合後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成鹿角後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成上小阿仁村後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成小坂町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成五城目町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成琴丘町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成昭和町後援会 (平成20年分) | " |

| | |
|-----------------------|-----------|
| のろた芳成鷹巣町後援会 (平成20年分) | 平成20年2月6日 |
| のろた芳成田代町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成天王町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成八森町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成八童町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成八郎潟町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成比内町後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成藤里町後援会 (平成20年分) | " |
| 野呂田芳成二ツ井後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成峰浜村後援会 (平成20年分) | " |
| のろた芳成森吉町後援会 (平成20年分) | " |

| | |
|--------------------------------|------------|
| のろた芳成山本町後援会 (平成20年分) | 平成20年2月6日 |
| 野呂田芳成若美町後援会 (平成20年分) | " |
| 松井隆一後援会 (平成20年分) | 平成20年2月8日 |
| 柳館一郎を励ます会 (平成17, 18, 19, 20年分) | 平成20年2月18日 |
| 菅義雄政策研究会 (平成20年分) | 平成20年2月20日 |

秋選管告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年三月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------------|-------|-----------|------------|---------------------|------------------|-------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 渋谷正敏 | 県議会議員 | 渋谷正敏後援会 | 主たる事務所の所在地 | にかほ市象潟町字四丁目塩越百九十三二二 | にかほ市象潟町字家の後百五十六一 | 平成二十年二月二十二日 |

秋選管告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年三月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 資金管理団体の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 名 称 | 取り消した資金管理団体 | 代表者氏名 | 届出年月日 |
|---------------------|-------|-----|-------------|-------|-------|
| | | | 主たる事務所の所在地 | | |

| | | | | | |
|-----------|-------|----------|------------------|-----------|-------------|
| 山 木 雄 三 | 市議会議員 | 山木会 | 能代市大町七―三 | 山 木 雄 三 | 平成二十年二月四日 |
| 菅 義 雄 | 市長 | 菅義雄政策研究会 | 湯沢市秋ノ宮字新屋敷六十三 | 菅 義 雄 | 平成二十年二月二十日 |
| 佐 藤 健 一 郎 | 県議会議員 | 健友会 | 由利本荘市矢島町七日町字熊之堂四 | 佐 藤 健 一 郎 | 平成二十年二月二十一日 |

秋選報告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する。

平成二十年三月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

平成20年秋選報告示第11号

(1) 政党 自由民主党秋田県参議院選挙区第二支部 イ収入・支出の内訳の収入の内訳中

「個人からの寄付 3,870,000円」を

「個人からの寄付 3,570,000円」に改める。

「政治団体からの寄付 12,420,000円」を

「政治団体からの寄付 12,720,000円」に改める。

〔寄付の内訳〕

個人からの寄付中

「佐藤 勝治 100,000円 横手市

「甘利 明 200,000円 神奈川県大和市

「菅原 一秀 100,000円 東京都練馬区」を

「佐藤 勝治 100,000円 横手市

「菅原 一秀 100,000円 東京都練馬区」に改める。

「佐藤 裕之 100,000円 秋田市

「山口 泰明 100,000円 埼玉県坂戸市

「岸 宏一 100,000円 山形県山形市」を

「佐藤 裕之 100,000円 秋田市

「岸 宏一 100,000円 山形県山形市」に改める。

政治団体からの寄付中

「国保推進連盟 100,000円 東京都千代田区」を

「国保推進連盟 100,000円 東京都千代田区

「泰進会 100,000円 埼玉県東松山市

「自由民主党秋田県第十三選挙区支部

200,000円 神奈川県大和市」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄